

ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内

寄附金控除を受けるために必要である確定申告が、以下に当てはまる場合、ふるさと納税先の自治体へ申請書を提出することで、確定申告をせずにふるさと納税の寄附金控除を受けられる制度（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されています。

ワンストップ特例申請をされる方は、裏面の記入見本を参考に同封の申請書へ記入し、必要書類を添付の上、ご返送いただきますようお願いいたします。

なお、受付書の返送を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

ワンストップ特例申請ができる方

- 確定申告をする必要のない給与所得者である
- 1年間の寄附先は5自治体以内である
- 医療費控除やその他の控除等で確定申告を行う予定はない

◆申請に必要な書類

1. 特例申請書（記入見本を参考に記入してください）

2. 個人番号を確認できる書類① 及び 本人確認書類②（以下の表よりご確認ください）

※平成28年1月1日以降の寄附に係る特例制度の申請には、マイナンバー制度の導入により、申請書へ個人番号の記載が必要となりました。これに伴い、番号確認と本人確認の2つの確認書類が必要となりますので、以下の①及び②の書類を必ず添付してください。

	「マイナンバーカード」を持っている方	「通知カード」を持っている方（※1）	「マイナンバーカード」と「通知カード」どちらもない方
①個人番号確認書類	「マイナンバーカード」の裏面のコピー	「通知カード」のコピー	個人番号が記載された住民票のコピー
②本人確認書類	「マイナンバーカード」の表面のコピー	下記いずれかのコピー（※2）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 	

※1 通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として利用できます。

※2 顔写真・氏名・住所・生年月日が確認できるようにコピーし、添付してください。

●申請書記入チェックリスト

1	申請日		6	性別	
2	住所		7	生年月日	
3	電話番号		8	寄附年月日	
4	氏名・フリガナ		9	寄附金額	
5	個人番号 (マイナンバー)		10	2①チェック欄	
			11	2②チェック欄	

●送付書類チェックリスト

1	申告特例申請書	
2	上の表中①の確認書類	
3	上の表中②の確認書類	
4	84円切手を貼付した返信用封筒 (※受付書の返送を希望される方のみ同封して下さい)	

※記入漏れがある場合は受付できません。

【問い合わせ先】

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1
猪名川町企画総務部企画政策課
TEL 072-766-8711 FAX 072-766-8902
E-mail furusatokifu@town.inagawa.lg.jp